

## 令和4年第12回多賀城市教育委員会定例会議事録

- 1 会議の年月日 令和4年12月22日(木)
- 2 招集場所 市役所5階501会議室
- 3 出席委員等 教育長 麻生川 敦 委員 樋渡 奈奈子  
委員 林 幹字 委員 小野 聡子  
委員 高田 彩
- 4 欠席委員 なし
- 5 説明のため出席した事務局職員  
教育部長 佐藤 良彦  
次長兼教育総務課長 中野 裕夫  
理事兼学校教育監 佐藤 英樹  
生涯学習課長 水越 森蔵  
文化財課長 内海 年一
- 6 傍聴人 なし
- 7 記録係 教育総務課主査 山形 剛大
- 8 開会の時刻 午後3時
- 9 議事日程  
日程第1 前回議事録の承認について  
日程第2 議事録署名委員の指名について  
日程第3 諸般の報告  
事務事業等の報告  
日程第4 議事  
臨時代理事務 臨時代理の報告について(議会の議決を経る  
報告第15号 べき事件の議案の作成に係る意見)  
臨時代理事務 臨時代理の報告について(令和4年度多賀城  
報告第16号 市一般会計補正予算(第6号)に対する意見)  
議案第22号 令和3年度多賀城市教育委員会点検及び評  
価の結果に関する報告書について  
議案第23号 令和4年度多賀城市教育功績者等表彰につ  
いて  
日程第5 その他

## 教育長

ただ今の出席者は5名であります。定足数に達しておりますので、これより令和4年第12回教育委員会定例会を開会いたします。

### 日程第1 前回議事録の承認について

## 教育長

はじめに、令和4年第11回定例会の議事録について、承認を求めます。

議事録については、事前にお配りしておりますので、本日は朗読を省略いたします。

前回定例会の議事録について承認を求めますが、御異議ありませんか。

(「ありません」の声あり)

## 教育長

異議がないものと認め、前回定例会の議事録については、承認されました。

### 日程第2 議事録署名委員の指名について

## 教育長

続きまして、議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は、多賀城市教育委員会会議規則第21条第3項の規定により、教育長において、高田委員、樋渡委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

### 日程第3 諸般の報告について

#### 事務事業等の報告

## 教育長

これより本会議に入ります。

はじめに、事務事業等の報告をいたします。報告については、事務局職員に朗読させますので、よろしくお願いいたします。教育部長。

## 教育部長

それでは諸般の報告を申し上げます。資料の1ページをお願いします。

令和4年第11回教育委員会定例会以降の事務事業の執行状況及び諸会議等の状況は、次のとおりです。

教育総務課関係ですが、11月28日及び29日、大阪府立大学にて、教育長及び次長がスクリーニング調査について状況視察を行いました。学校不適應

の児童生徒が増加する中、気になる児童生徒を抽出し、支援の見える化を図り、適切な支援に繋げるためのツールであるスクリーニングシステムの活用について視察しました。

12月8日から21日まで14日間の会期で、「令和4年第4回多賀城市議会定例会」が開催されました。教育委員会関係議案は、本日臨時代理事務報告をいたします、南門周辺地形修復工事に係る「工事請負契約の締結」1件及び「令和4年度多賀城市一般会計補正予算（第6号）」について、原案のとおり可決されました。一般質問は、12月14日及び15日の2日間行われ、教育委員会関係は3名の議員から3件の質問がありました。なお、質問内容及び回答要旨は別紙のとおりです。

12月20日、「いじめ問題対策連絡協議会」を開催しました。

今年度の市立小中学校への指導主事学校訪問は、12月12日多賀城小にて全て終了となりました。

前回定例会以降の、新型コロナウイルス感染症による小中学校の臨時休業状況は、次の2ページ記載した別表のとおりですが、この他、12月20日及び21日、21日及び22日の2日間ずつ、天真小学校、山王小学校、東豊中学校及び多賀城小学校の1クラスずつが学級閉鎖を行っている状況でございます。

生涯学習課関係ですが、12月2日、「令和4年度青少年育成研修会」を開催し、青少年健全育成多賀城市民会議の関係者40名が参加しました。仙台少年鑑別所・法務少年支援センター仙台地域非行防止調整官安藤友祐氏を講師にお招きし、『少年鑑別所から見た子どもたち』～「見守る」「つながる」視点から～について講義をいただきました。

前回定例会以降に実施した主な社会教育事業等は、別表のとおりです。

文化財課関係です。10月7日から12月18日まで令和4年度企画展「多賀城ー祈りとまじないの世界ー」を埋蔵文化財調査センター展示室で開催し、延べ1,101名が観覧しました。

11月19日、令和4年度企画展関連事業記念講演会「多賀城ー祈りとまじないの世界ー」を文化センター小ホールで開催し、150名が参加しました。

12月2日、歴史的食文化体験学習の一環として、9月に多賀城跡大畑地区で種まきを行ったそばの収穫をし、城南小学校6年生124名が参加しました。

12月17日、イベント「お正月の準備ー家族でつくる正月飾りー」を多賀城史遊館で開催し、小中学生とその保護者24名が参加しました。

5ページをお開きください。令和4年12月22日提出、教育長名、以上で

朗読を終わります。

#### 教育長

それでは、ただいまの報告について質疑はありませんか。小野委員。

#### 小野委員

1 ページの最初で報告いただいたスクリーニングについて、教えてください。

#### 教育長

次長。

#### 次長

結論から申し上げますと、非常に有用なツールであるとの印象を受けました。先行事例の結果を見ますと成果が出ております。教員一人ひとりが学校全体として向き合えるツールとして、支援が必要な子を早期発見して支援に結び付けることができる、端的に言うとそのような有用なシステムです。

#### 小野委員

これからの方向性はどのようにでしょうか。

#### 次長

正直に言いますと導入したいという思いはありますが、それに伴う経費、予算についても聞いてきたところですが、簡単に言います1校当たり100万円くらいの導入費用、イニシャルコストがかかり、ランニングコストとしましてクラウド化に伴う通信費もかかってまいります。それらの費用対効果も十分検討しなければならないと思っています。残念ながら無償トライアル版といったものはないとのことでした。

#### 教育長

いま、他のシステムも検討しています。そちらは特別支援のシステムなのですが、このスクリーニングシステムは特別支援とは別で、家庭で困難を抱えているようなお子さん、ヤングケアラーと呼ばれているお子さんなど、学校の授業を受ける準備がなかなかできないようなお子さんを把握し、そのお子さんに対してケース会議を開きながら地域の福祉的な居場所などをつないで、学校以外の支援を付けていくスクールソーシャルワーカーのツールとして使っている

システムになります。内容的には子ども家庭庁で取り上げられるものになるよう  
うです。関西では行われていますが東北ではまだありません。

#### 小野委員

関西では予算を付けて行われているということですね。

#### 教育長

そうです。

#### 小野委員

それだけ困っている子たちが関西では多いということですね。

#### 教育長

今回は堺市を視察してきましたが、子ども食堂だけで70ほどあり、その関  
係の方が集まる会議で話を聞いてきました。

#### 小野委員

わかりました。そうしますとこれではなくて特別支援の方でスクリーニング  
できるようなものも考えているということですね。

#### 教育長

1月にプレゼンを受ける機会を設ける予定です。樋渡委員。

#### 樋渡委員

学校不適応は枠が広く、発達障害の子やいじめも含めた学校での問題を抱え  
た子などのグループがあると思うのですが、その中で主にどのお子さんを対象  
に、ということではなく、全体を対象として考えているということでしょうか。

#### 次長

システム化することで共通の基準ができると思います。

#### 教育長

そのほかございますでしょうか。

(「ありません」の声あり)

## 教育長

それでは質疑がないものと認め、事務事業等の報告を承認します。

### 日程第4 議事

#### 臨時代理事務 臨時代理の報告について（議会の議決を経るべき事 報告第15号 件の議案の作成に係る意見）

## 教育長

次に、日程第4議事に入ります。

はじめに、臨時代理事務報告第15号「臨時代理の報告について（議会の議決を経るべき事件の議案の作成に係る意見）」を議題といたします。

内容につきましては、文化財課長から説明をいたします。文化財課長。

## 文化財課長

それでは、臨時代理事務報告第15号についてご説明いたします。

はじめに状況ですが、本契約につきましては、第9回教育委員会定例会のその他において、私より、特別史跡多賀城跡復元整備事業について説明させていただいた内容のうち、築地塀と地形修復、大路と園路の整備等の工事となります。

同じく、第9回定例会において、次長より補正予算第3号の説明の際に、債務負担行為を追加設定し、地形修復と築地塀復元工事を一括発注として、令和5年1月から着手するため、12月議会に契約締結案件として上程することを申し上げましたが、その工事契約内容等の説明となるものです。

議案の7ページをお願いします。

臨時代理事務報告第15号、教育長に対する事務委任等規則第3条の規定により、臨時に代理したので、同規則第6条第4号の規定により報告するものです。

9ページをお願いします。

令和4年11月25日付けで、多賀城市長より「議会の議決を経るべき事件の議案の作成に係る意見について」、下段記1に記載があります「令和4年度特別史跡多賀城南門周辺地形修復・築地塀復元工事」について、令和4年第4回多賀城市議会定例会に提案したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、意見を求められたものです。

戻りまして、8ページをお願いします。

臨時代理書でございますが、最終行をお願いします。異議がない旨を回答したものです。

続きまして、内容をご説明しますので、11ページの資料をお願いします。  
工事請負契約の締結について説明します。

予定価格が1億5,000万円以上の工事契約案件になりますので、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めたものです。

1 契約の目的ですが、記載の件名工事となります。

2 契約の方法は、総合評価方式による制限付き一般競争入札です。

3 契約金額は、6億2,480万円です。

4 契約の相手方は、松井建設株式会社東北支店となります。

これは、現在、施工している南門復元工事の請負業者と同一でございます。

12ページの入札執行調書をお願いします。

当該契約につきましては、11月7日、市役所6階の601会議室において入札を執行し、入札者及び入札価格等は、調書のとおりです。

次に、13ページをお願いします。

総合評価方式の評価調書です。1の価格以外の評価結果は、次の14ページの表にある評価基準に基づきまして入札業者を評価したものです。

2の価格評価結果につきましては、12ページの入札価格を指標化したものです。

3の総合評価結果につきましては、価格評価点と価格以外の評価点を合計したもので、表に示すとおりの結果となりました。

この結果に基づき審査を行い、4に記載のとおり、11月8日に落札者として決定し、入札価格5億6,800万円に消費税を加算した金額で、11月11日付けで仮契約を締結したものです。

なお、昨日12月21日に議会での議決を経て、本契約に移行しております。

また、価格評価点の計算方法につきましては、点線・枠線の中に計算例を記載しておりますので、参考にいただければと思います。

次に、工事概要をご説明しますので、16ページの工事概要書をお願いします。

本工事の内容等につきましては、第9回定例会において概要を説明しておりますので、これから説明いたします内容や資料が一部重複していること、また、要旨を中心に説明させていただきますので、ご容赦いただきたいと存じます。

1の件名及び2の施工場所につきましては、記載のとおりでございます。

3の工事期間につきましては、債務負担行為を設定しておりますので、議会の議決日の翌日から、令和7年3月25日までの工期となるものです。

4の工事概要につきましては、(1)地形修復工事及び(2)築地塀復元工事を、図面等を用いましてご説明いたしますので、次の17ページをご覧ください。

上段には「南門、政庁南大路等を含む平面図」を、下段の表には左側より「表

示」「工事種別」「規模」「主な工事」の順に記載しておりますので、併せてご覧願います。

初めに下段表の1段目、地形修復につきましては、上段平面図の薄灰色の箇所となります。

旧住居等に利用されていた、南門付近の丘陵部において、主な工事として、約5,600立方メートルの盛土造成を行い、全体的には約1万4,000平方メートルを古代地形に修復するものです。

次に、表の2段目、政庁南大路復元及び3段目、南北大路復元につきましては、上段平面図の南門を挟んでの灰色の箇所となります。

政庁南大路を延長約29メートル幅員13メートルで、南北大路を延長約68メートル幅員18メートルで、両大路を土系舗装とし、約1,460平方メートルを復元表示するものです。

次に、表の4段目、園路につきましては、上段平面図の黒色の箇所となります。

南門及び多賀城碑等を見学するための動線として、延長約248メートル、幅員3メートルで整備するものです。

次に、築地塀復元につきましては、延長約22メートル、東西各4間の計8間、高さ約5メートルを古代技法により立体復元するものです。

なお、概要につきましては、次の18ページ「築地塀復元工事概要」をご覧願います。

説明に使用する図面は、上から順に、南立面図、平面図、断面図、仮設図となっております。

南門の東西に取り付く築地塀については、全体計画16間のうち、南立面図に示す東西各4間を1期工事として実施するもので、平面及び断面等につきましては、それぞれ記載の内容となります。

また、下段仮設図にありますように、現在工事中の南門復元工事と同様に、素屋根を仮組みいたしまして、その内部において、地震等による構造物・塀の転倒防止や崩落が生じないように耐震化対策を施した、「版築<sup>はんちく</sup>」と呼ばれる古代の工法で、土塀による築地を復元するものです。

最後に、創建1300年に向けてのスケジュールについて、補足説明をさせていただきたいと思っておりますので、16ページの工事概要書にお戻り願います。

3の工事期間でございますが、本契約の工事期間につきましては、先ほどもご説明いたしました令和7年3月25日としておりますが、その下に括弧書きで「地形修復工事の一部を除き、令和6年8月31日までに概成」としてございます。

これは、南門周辺の地形と二つの大路及び築地塀復元工事につきましては、創



建1300年を迎える令和6年8月末を目標に工事を進めてまいります。

その後、式典・イベント等の期間を挟みまして、築地塀を復元するために設けた工事用搬入路の撤去、あるいは南北大路東側の園路の整備等を行い、令和7年3月25日の完成見込みとなるものでございます。

以上により、臨時代理事務報告第15号の説明を終了いたします。

## 教育長

それでは、ただいまの報告について質疑はありますか。樋渡委員。

## 樋渡委員

2点ですが、一つは、この工事に関して応募までの期間がどれくらいあったかということ、それからもう一つは、この業者に対しての感想というわけではないのですが、その上に連続されている工事なので、どうしても同じ業者でやらないと難しいところがあるのではないかという印象なのですが、公募の際に他の業者に引き継ぐのは非常に難しいと思ったのですが。

## 教育長

文化財課長。

## 文化財長

工事本体は先ほど申しあげましたように、入札ということになっておりましたので、受付期間につきましては資料を持ち合わせてないのですが、広く期間を設けて受付をさせていただき、結果として入札に応じたのが1者だけであったということでございます。工事自体は独立したものとして発注をしておりましたが、結果としてたまたま同一の業者となり、同じところで行うほうが効率が良くなるという感想は抱きました。

## 樋渡委員

入札自体が難しいものがあるのではないかという感想がありましたので申し上げたのと、第一段階での入札を広く時間をかけて公募することも、これからの時に必要になると思いましたので、申しあげました。

## 教育長

教育部長。

## 教育部長

委員のおっしゃるとおりで、南門本体の工事と周辺整備を一括して平成30年度の文化庁補助を受けて工事がスタートしたのですが、その段階で工事期間が5年であれば5年間の債務負担行為を設定した上で1者と契約する方法もあったのですが、文化庁の補助制度が単年度ごと予算に対するものとなっており、そうなりますと1年ごとに計画を出して、認められた部分についての補助を受けて工事スタートということになりました。

この一番最初の時に5年間の債務負担行為が組めませんでしたので、南門についても繰越をしながら、令和元年度の補助については令和3年度まで繰越をして完成をし、その上の部分の二期工事についても同じように入札をかけたのですが、お話のとおり、下の部分を完成した後に違う業者が入るのは難しいということで、結果的に1者でずっとやってきたところでございます。

ただ、この工事をスタートする段階では、外形的にも切りの良いところで補助の対象事業として区切りながら、単年度ごとの補助事業とすることを議会で説明し、一般財源をなるべく入れないように事業を進めていくことを前提としていましたので、はた目から見ると一括で5年間で周辺も含めて全て工事をしたほうがよかったのではないかとこのところもございましたが、今回文化庁の補助を使って事業を進めてきたということで、このような入札の仕方となったというところでございます。

## 樋渡委員

わかりました。ありがとうございます。

## 教育長

その他ございますでしょうか。

(「ありません」の声あり)

## 教育長

質疑がないものと認め、臨時代理事務報告第15号について承認します。

### **臨時代理事務 臨時代理の報告について（令和4年度多賀城市一般会計報告第16号 補正予算（第6号）に対する意見）**

## 教育長

次に、臨時代理事務報告第16号「臨時代理の報告について（令和4年度多賀

城市一般会計補正予算（第6号）に対する意見）」を議題といたします。

内容につきましては、次長から説明をいたします。次長。

## 次長

それでは、19ページをお願いします。臨時代理事務報告第16号「臨時代理の報告について」説明させていただきます。

これは、令和4年11月28日付けで、市長から法の規定に基づき、令和4年度多賀城市一般会計補正予算（第6号）の調製について意見を求められましたことから、臨時代理により回答したので、報告するものです。

20ページをお願いします。こちらが、臨時代理書で、令和4年度多賀城市一般会計補正予算（第6号）の調製について、令和4年11月28日付けで異議ない旨、回答しております。

それでは、令和4年度一般会計補正予算（第6号）のうち、教育委員会所管に係る内容を御説明いたします。

なお、これまで、市議会に対して説明した内容と一言一句同様に説明してまいりましたが、なかなか難しい部分もあったものですから、よりご理解を深められるよう説明方法を見直いたしましたので、ご理解いただければと思います。

はじめに、26ページをお願いします。歳入予算の補正額の総括表でございますが、今回、教育委員会所管に係る歳入予算の補正はございません。

続いて、歳出予算の補正です。28ページをお願いします。

太枠で囲まれたところが、教育委員会所管に係る歳出予算額の総括表です。組織名で申し上げますと、教育総務課、生涯学習課及び文化財課など、各課で補正額が生じており、その補正予算の合計額は2,874万2,000円となります。

特徴としましては、まず、増額の要因ですが、原油高騰に伴う電気料金やガス料金などの光熱水費の増額補正です。それから、市総合体育館における冷房設備の修繕や改修設計業務委託に係る増額などとなります。

一方で、減額の要因もございまして、教育委員会で任用する会計年度職員の手当、具体には期末手当でございますが、本年6月の期末手当の支給において減額措置を行ったことに伴いまして、その不用額を減額しているものです。

それでは、職員人件費以外の主な補正内容につきまして、具体にご説明申し上げます。

36、37ページをお願いします。37ページ中段の学校施設維持管理事業（小学校）ですが、603万3,000円の増額、これは、電気料金の高騰に

よるものです。

続きまして、中学校の学校施設維持管理事業で、51万7,000円の増額、これも同様に、電気料金の高騰によるものです。

38、39ページをお願いします。上段、山王公民館で、79万7,000円の増額ですが、これも同様に電気料金の高騰によるものです。

続きまして、同じページの下段、生涯学習課1の社会体育施設等管理運営事業、413万6,000円の増額補正です。これは、市総合体育館で冷房に使用している冷温水発生器という機械の故障に伴う修繕費を計上するものです。

続きまして、2の社会体育施設改修事業で、403万7,000円の増額です。これは、市総合体育館で雨漏りが生じていることから、その原因を特定するための調査を実施し、改修に係る設計委託料を計上するものです。

40、41ページをお願いします。学校給食センターの学校給食調理事業で、1,287万3,000円の増額です。これは、電気料金及び都市ガス料金の高騰によるもので、内訳でございますが、電気料金が408万2,000円、都市ガス料金は879万1,000円の増額となるものです。

歳出予算の説明については、以上となります。

なお、最後に、資料の44ページから48ページにかけましては、各種類ごとに債務負担行為を要する事業を一覧化したものを掲載しております。

これらは、令和5年度又は令和5年度をはじめとして複数年にわたって契約を締結し、実施する業務の一覧となっております。ご承知のとおり、市の会計は、単年度主義となっておりますので、令和4年度中に、次年度以降の予算執行に係る契約締結を要する事業につきましては、債務負担行為の設定という事務手続きを行い、議会の承認が必要となるものです。

本日は、一つ一つの説明は省略いたしますが、例えば主なものといたしまして令和5年7月末で契約期間が満了する学校給食調理等業務委託や、各種システム機器のリース契約など23件の事業が対象となっております。

甚だ簡単ではございますが、以上で臨時代理事務報告第16号の説明を終了いたします。

## 教育長

ただいまの説明について御意見、御質問はありませんか。樋渡委員。

## 樋渡委員

47ページで、例えば変更となっているパソコン借上料の期間は1年間か、それとも何年間かですか。それとその下にあるAED借上料はどれくらい金

額が上がったのでしょうか。レンタルと購入した場合にはあまり差がないのではと思いましたが、教えてください。

#### 教育長

次長。

#### 次長

まずパソコンの借上料についてですが、ここに計上している校務用は学校の先生方にお使いいただくもので、複数年でございます。具体的に言いますと来年、令和5年9月から令和8年8月までの期間となっております。金額につきましては、機器の価格が若干上がっていますがほぼ従来と変わらないものと思っております。

#### 教育長

文化財課長。

#### 文化財課長

ただいま資料を確認しますので少々お待ちください。

#### 樋渡委員

金額を見ますと元々がかなり高額なのかなと思いましたが、それが何台あるかで違ってくると思ったのですが。

#### 次長

確認ですが、AEDの設備備品借上料の金額について、変更前が2,479万7,000円、変更後が2,675万1,000円と記載しておりますが、そのうちAEDにつきましては39万6,000円を計上しております。

#### 樋渡委員

参考までに台数を教えてください。

#### 文化財課長

AEDの方について説明いたします。こちらにつきましては5年間の契約で埋蔵文化財調査センター体験館に設置します。年額7万9,200円で5年分の計上となります。台数は1台です。

## 樋渡委員

1台購入した時の値段がそれくらいで、それをリースした時の値段もそれくらいということですね。わかりました。

## 文化財課長

リースの場合ですと、故障した時の保証なども含まれることもメリットとなりますので、リースで対応しているものです。

## 教育長

そのほかございますでしょうか。

(「ありません」の声あり)

## 教育長

質疑がないものと認め、臨時代理事務報告第16号について承認します。

### **議案第22号 令和3年度多賀城市教育委員会点検及び評価の結果に関する報告書について**

## 教育長

議案第22号「令和3年度多賀城市教育委員会点検及び評価の結果に関する報告書について」を議題といたします。

内容につきましては、次長から説明をいたします。

## 次長

それでは、49ページをお願いします。

議案第22号「令和3年度多賀城市教育委員会点検及び評価の結果に関する報告書について」です。

これは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定に基づき、別紙のとおり議会に提出し、公表するものであります。

構成につきましては、昨年度と同様でございます。

別冊として配付しております「多賀城市教育委員会点検・評価報告書」をご覧ください。1ページをお開きください。

この点検・評価報告書につきましては、「教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない」と

いう前述の法の規定に基づき作成しているものです。

また、本報告書は、学識経験を有する2名の方から御意見、御提言をいただいて作成しており、本日、この定例会で議決いただきましたら、市議会に提出するとともに、本市ホームページ上で公表するものです。

次に、報告書の概要について御説明いたします。

まず、3ページから7ページでございます。こちらは、令和3年度における教育委員会の開催状況及び御審議いただいた内容を掲載しております。内容等につきましては、記載のとおりです。

次に、8ページから11ページでございます。こちらは、学識経験者の方から令和3年度事業に対していただきました意見を事務局で検証を行い、業務改善へ結びつけた取組の概要を掲載しております。検証内容等につきましては、記載のとおりです。

次に、12ページから30ページでございます。こちらは、「多賀城市まちづくり報告書」の中で教育委員会における施策及び基本事業の点検・評価を行っております。

13ページにありますとおり、「第五次多賀城市総合計画」に掲げている7つの政策体系のうち、政策3の「教育文化分野」、「歴史・文化を継承し、豊かな心を育むまち」の施策と基本事業ごとに評価を行っております。

評価結果の概要といたしましては、12ページをご覧ください。

施策というレベルでは、「達成」が1件、「中」が5件となっており、基本事業については、「達成」が4件、「高」が1件、「中」が16件となっております。詳細は17ページ以降を後ほど御確認いただきたいと思います。と存じます。

なお、ただいま申し上げた「達成」という言葉とは、前期目標年度であります令和7年度までに既に目標を達成しているもの、「高」は令和6年度までに達成する可能性が高いもの、「中」は令和7年度に達成する可能性の高いもの、「低」は前期目標年度である令和7年度までに達成することが難しいものです。

次に、32ページから57ページでございます。ここでは、教育委員会を取り組んでいる21件の主要な事務事業について、事業評価として掲載しております。

32ページをお開きください。21件の事務事業のうち、事業状況に関しては、「順調である」が3件、「概ね順調である」が12件、「順調ではない」が6件となっております。また、成果向上に関しては、「成果向上余地は小」が7件、「成果向上余地は中」が13件、「成果向上余地は大」が1件となっております。

33ページの一覧表では、事務事業名、担当課等、決算額を掲載しており、表の右側には、事務事業の状況、成果向上の評価を数字の1から3までで表しております。なお、この評価の「ものさし」は、同じページの上部に掲載しておりますので、御確認いただきたいと存じます。今後、この評価結果を基に、更なる業務改善を推進していくこととしております。

次に、59ページから65ページでございます。ここでは、学識経験者として、元多賀城市立山王小学校長の當麻哲様、元多賀城市立高崎中学校長の横橋健様のお二人からいただいた御意見を掲載しております。

要約して申し上げますが、施策1の「学校・家庭・地域の連携による教育力の向上」では、「新型コロナウイルス感染症の影響で、事業回数が減少したり、縮小されたりしている部分もあるが、アフターコロナを踏まえ、事業内容を見直しし、さらに事業を推し進めてほしい。コミュニティスクールへの移行に当たっては、着実に進めていってほしい」とのご意見をいただいております。

政策2の「学校教育の充実」では、「老朽化が進んでいる学校も多いことから適切に修繕を施し、安全な学校施設の維持管理に努めてほしい。学校ICT事業を着実に進められているが、指導者の育成や指導力の向上に向けた研修を充実させることが必要である。不登校の児童生徒の増加も懸念される課題である。心のケアハウスの運営等により、再登校率が上がっていることは評価する。引き続き、関係機関等が連携を密にし、対応いただきたい」とのご意見をいただいております。

政策3の「生涯学習の推進」では、「生涯学習施設は、コロナ禍にありながら、様々な工夫を行い、順調に運営されていると評価する。ただし、高齢者世代の施設利用が減少していることから、高齢者にも安心して利用いただけるようにさらなるサービスの向上を目指して進めていってほしい」とのご意見をいただいております。

政策4の「市民スポーツ社会の推進」では、「新型コロナウイルス感染症の影響で、施設利用者が減少しているが、スポーツに親しむ市民の数に、大きな変化がない。自主的に健康づくりのため、スポーツに取り組む市民が多いということを表していると思う。今後の事業展開を期待したい、また、東京2020オリンピックが1年延期され、新型コロナウイルス感染症の影響が心配される中、予定通り、聖火リレーを開催できたことは喜ばしい」とのご意見をいただいております。

政策5の「文化財の保護と活用」では、「特別史跡多賀城跡の南門復元事業に大きな期待を寄せられており、市民にとどまらず、県内外の多くの人に知っ



てもらうため、多賀城の魅力発信に努めてほしい。東北歴史博物館との連携による企画展の開催などを期待する、郷土愛を育む教育の推進に期待する」などのご意見をいただいております。

最後に「総括的意見」でございますが、新型コロナウイルスへの対策や不登校対策へのご意見がありました。

これらの学識経験者の意見を踏まえ、例年どおり内容を検証し、改善に努めてまいります。

最後に、67ページ以降に資料といたしまして、「多賀城市教育基本方針」及び「令和3年度の教育重点目標」を掲載しております。

構成についての説明に特化してしまいましたが、以上で「教育委員会の点検・評価について」の説明を終わります。

## 教育長

大変膨大な資料ですが、ただいまの説明について、質疑ありませんか。小野委員。

## 小野委員

文言の訂正をお願いします。64ページの4市民スポーツ社会の推進についての上から4行目、「これは健康志向が市民の浸透しており」を「これは健康志向が市民に浸透しており」に訂正をお願いします。

## 教育長

わかりました。その他ございますでしょうか。

(「ありません」の声あり)

## 教育長

それでは質疑がないものと認め、採決に入ります。議案第22号について、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

## 教育長

異議がないものと認め、議案第22号について原案のとおり決定します。

## 議案第23号 令和4年度多賀城市教育功績者等表彰について

### 教育長

次に、議案第23号ですが、人事案件になりますので、本件につきましては、「多賀城市教育委員会会議規則第5条」の規定に基づき、秘密会としたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

### 教育長

異議がないようですので、これより秘密会といたします。

(秘密会の会議録については、別途作成)

## 日程第5 その他

### 教育長

次に、日程第5その他に入ります。各委員等から特に議題としたい事項等がありましたらお願いします。林委員。

### 林委員

議題にさせていただくかどうかはご判断いただきたいですが、聞きたいことが1点あります。

先日、村田町小中学校父母教師会連合会主催の講演会を聴きに来てほしいと関係者から話があり行ってきました。内容はLGBTQに関する事で、講演者は多賀城八幡小学区、高崎中学区のお父さんでした。息子さんがLGBTQの方ですが「娘」としていろいろと行きづらい、学校も行ってはいるのですがトイレの問題であったり、体育の着替えの問題であったり、身体検査であったり、プールであったり、いじめや誹謗中傷であったりというのがあって、小学校の時はだまされだまされ行っていたそうですが、中学校の時に最終的にリストカットしてしまったとのことでした。

特定少数の方の問題だと思って話を聞いていたら、講演の質疑応答でLGBTQのうちQの方の保護者、Qなのでまだどちらか分からないといった質問が4つ5つ挙がっていました。講演者が多賀城に住んでいる方でQの方も結構いるのでは、声なき声というものがあるのだと思います。それに対して、学校もしくは教育委員会はどのようなことができるのか、対応が可能なのかということをお教えしてほしいと思いました。

## 教育長

現時点でということですか。

## 林委員

現時点でもいいですし、今後できそうであるとか、可能性があるとかです。

## 教育長

実際に、先ほどスクリーニングの話をしましたでしたが、その中にもこの課題は入っていますが、最初からその形で出てくるのではなく、不登校や学校での悩みというもので出てくることがあると思います。

多賀城としては、まず制服の問題として、昨年から全ての中学校でスカート、スラックス両方の制服を選択できるようにしました。またトイレの大規模改修の際にも、男子女子どちらでも使える多目的トイレを整備し、すべての学校にあります。そういった形で、なるべく苦しくならないような措置を少しづつですが執っているところです。

ただ、悩みを拾っていられているかどうかは、実際に何件か相談を学校で受けたことは聞いていますが1、2件というのが実態です。言い出しかねていると言いますか、苦しんでいるのかということだと思います、

## 林委員

要するにプールの授業では、本人からしたら全裸になっているようなものですので、男女共用の水着はないのかとか、結局その子はすべてのプールの授業を欠席したそうです。当然に冷やかしにもあったことなどがあったそうです。制服がいけるのであれば水着を選択するということもあります、実際に着用するとなると難しいかもしれません。

## 学校教育監

男の子で上半身を出すのが恥ずかしいという場合は日焼け防止としてラッシュガードの着用を学校に申し込むとできます。

## 林委員

学校に申し込まないとできないということですよ。

## 学校教育監

相談をしてからという形になります。

## 林委員

結局その相談が敷居を高くしているということ、学校に申し込まないとできないということですね。いつでも着ていいですよというふうにならないと、その子たちには厳しいのかなと思います。もし制服のような事例があればどんどん進めて行ってほしいです。村田町でそのような質問が出るということは多賀城ではもっとたくさんいるのではと推察されます。

## 教育長

昔からこのような事例はありましたが、いま、それだけではないのですが校則の見直しをかけて来ているということもありますので、L G B T Qの問題も徐々に観点として入れながら、特に子どもたちの意見も入れながらというのがいま必要になってきています。子どもたちにもその問題を知識や考え方として持っている子もいますので、一緒に考えていく体制をとっていきたいと思っています。

高田委員。

## 高田委員

小中学校の教員に対してL G B T Qに関する研修は開かれているのでしょうか。

## 学校教育監

教育委員会主催の研修会はしておりません。一般的に個人で情報を集めたりニュース見たりというものになります。

## 高田委員

学校教員や保育士、学童指導員の中には「男の子だから」「女の子だから」などと、無意識にも、従来のジェンダーステレオタイプを児童生徒たちに押し付けてしまっている場面を拝見することがあります。

現代の児童生徒は、Youtubeなどを通して、性自認に関する知識や理解を深めている現状に比べ、児童生徒と関わる大人たちはまだまだ意識が低いと感じています。

多様性、個性を尊重する教育現場のためにも、教員ら学校関係者向けの研修の必要性を感じています。

## 教育長

パンフレットなどは結構回ってきていて、学校にも回しているのですが、それが活用されているかどうかはなかなかチェックしていません。

## 高田委員

資料で理解をした気持ちになるのではなく、当事者の話を聞く機会があれば、より自分ごととして一人一人が受け止めていけるのではないかと考えています。

彼、彼女といった第三人称の呼び方、名前の呼び方ひとつひとつをとっても、個人の希望を確かめながらコミュニケーションを図ることで、だれもが生きやすい環境になっていくのだろうと私自身、様々な現場を通して気づかされています。

たがさぼなどでは、様々なコミュニティが集い、互いに声を聞きあう座談会なども開催されているので、そのような機会が日常的にあることが理想だと感じています。

## 林委員

対応したことの無い先生が大多数だと思いますし、LGBTQを小中の間に申告することはほとんどないと思います。この子も不登校にはならなかったけれども、行ったはいいけど苦しくて帰ってくるものがあつたらしいですが、なんとか特定少数の方にも学校が行きやすいところであるように教育委員会の方で対応していただけるならば、ありがたいと思いました。

## 教育長

進められるところは進めていきたいと思いました。

## 樋渡委員

総合教育会議の時に「多様性を認める」という項目で説明されたと思うのですが、お子さん、保護者、先生が多様性を理解するということが進まないとなかなか難しいのかなと思いました。ある学校では男子も女子も運動着を同じ色にしたりですとか、そういったところから始めればいいのかないかなと思いました。その立場にならないとわからないこともいっぱいあるので、ステップバイステップで学んでいく形になるのかなと思いました。

## 小野委員

もしかしたら教員でも言い出せない人もいるかもしれませんので、少しでも話題にできるようになればいいと思います。

## 樋渡委員

そういうことを話題にできる環境づくりができるといいですね。

## 教育長

多賀城市教育委員会の基本目標にも多様性の尊重ということを行っていますので、そういうところで頑張っていきたいと思います。

## 教育部長

今回の一般質問でもLGBTQに関する質問がありました。全体でどれくらいの方がいるかはわかりませんが、東京都では7.7%というデータがあり、多賀城の人口に当てはめると4千人強はいるのではないかなと推測されます。

## 林委員

ぜひなにかできることがあれば少しでも進めていただければと思います。よろしくお願いします。

## 教育長

わかりました。

その他ございますでしょうか。次長。

## 次長

1件報告です。本日お手元に「和解及び損害賠償の額の決定について」と題した資料をお配りしておりますので、そちらについて報告させていただきます。

こちらは、先日の市議会定例会で市長からの提案で専決処分の報告として提出したものです。損害賠償の額が300万円未満の場合は専決事項として市長判断で事案解決に当たりまして、その結果を議会に報告することになっておりますので、その報告した内容を本日お配りさせていただきました。

個人情報保護の観点から、個人が特定できる情報を割愛の上、かいつまんで説明いたします。

9月頃の事案となりますが、部活動の対外試合を控え、事前にトスバッティングなどの練習をしていたところ、資料の裏面に凶面がありますのでご覧いただきたいのですが、公園内の外野で何列かに分かれ、フェンスから大体10メートル位の距離をとっていたのですが、記載にある①の方が打ったボールがたまたまフェンスを越えて走行中の車両にあってしまっって損害を与えたというものです。

部活動での事案ということは学校管理下でのことですので、相手に与えた損害につきましては市で掛けている保険を適用し、相手方と示談を行った結果、和解が成立したものです。

駆け足ではございますが以上で説明を終わります。

#### 教育長

こちらについてはよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

#### 教育長

その他ございますでしょうか。

(「ありません」の声あり)

#### 教育長

それでは以上で、本日の日程をすべて終了いたします。

これをもちまして、令和4年第12回教育委員会定例会を閉会いたします。

午後4時25分閉会

この議事録の作成者は次のとおりである。

教育総務課主査 山形 剛大

この議事録の正確なことを認め、ここに署名する。

令和5年1月25日

多賀城市教育委員会

教育長 印

委員 印

委員 印